

精華町第2次人権教育・啓発推進計画策定委員会（第3回）議事摘録

日時：平成29年2月8日（水）
午前10時00分～11時00分
場所：役場庁舎3階 入札室

1. 開会

○田中住民部長 挨拶

2. 議事

(1) 精華町第2次人権教育・啓発推進計画（素案）に対する意見募集（パブリックコメント）の結果

事務局 資料1「精華町第2次人権教育・啓発推進計画（素案）に対する意見募集（パブリックコメント）の結果」に基づき資料説明
「意見に対する町の考え方」は計画を踏まえて記載している。また、結果は町のHPでも掲載予定である。

河村委員長 パブリックコメントの結果について、質疑や意見をお願いしたい。

（一同了承）

(2) 精華町第2次人権教育・啓発推進計画（最終案）

事務局 資料2「精華町第2次人権教育・啓発推進計画（最終案）」及び資料3「精華町第2次人権教育・啓発推進計画に関する意見書（案）」に基づき資料説明

河村委員長 計画の最終案について、第2回からの追加事項を中心に説明いただいた。これらについて質疑や意見をお願いしたい。

森田委員 P.8にある、平成28年に「部落差別の解消の推進に関する法律」が制定されたのは画期的なこと。この点を「精華町第2次人権教育・啓発推進計画に関する意見書」でふれなくてもよいか。

事務局 委員会の意見書のため、委員会で合意が得られれば記載は可能である。「障害者差別解消法」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」「部落差別の解消の推進に関する法律」が個別法として昨年施行された。これら全てについて意見書に掲載する、あるいは「部落差別の解消の推進に関する法律」のみを掲載する考え方もある。

白畑委員 各項目に記載されているので、改めて意見書に記載する必要はないのでは。

森田委員 「部落差別の解消の推進に関する法律」は特に画期的なことであるため、提案をさせていただいた。

河村委員長 画期的なことではあるが、各項目に記載されており、意見書の中には

記載しない方向でどうか。

(一同了承)

今回が最後の委員会となるが、この他に意見、質疑等をお願いしたい。
今後の修正については委員長一任とさせていただきたい。

(一同了承)

事務局

「部落差別の解消の推進に関する法律」は、部落差別の解消に向けて非常に重要な法律であると認識している。制定されたばかりで国の方から具体的な施策等については示されていない。今後、情報が入り次第、皆様にご連絡させていただく。

昨年の9月の委員就任からご協力いただき、計画を策定することができた。委員会は今回で最終となるが、人権問題に終わりはない。10年間この計画に基づいて人権教育・啓発を推進していくことになる。今後も人権教育・啓発の推進についてご協力をお願いしたい。

3. 閉会

○田中住民部長 閉会挨拶